

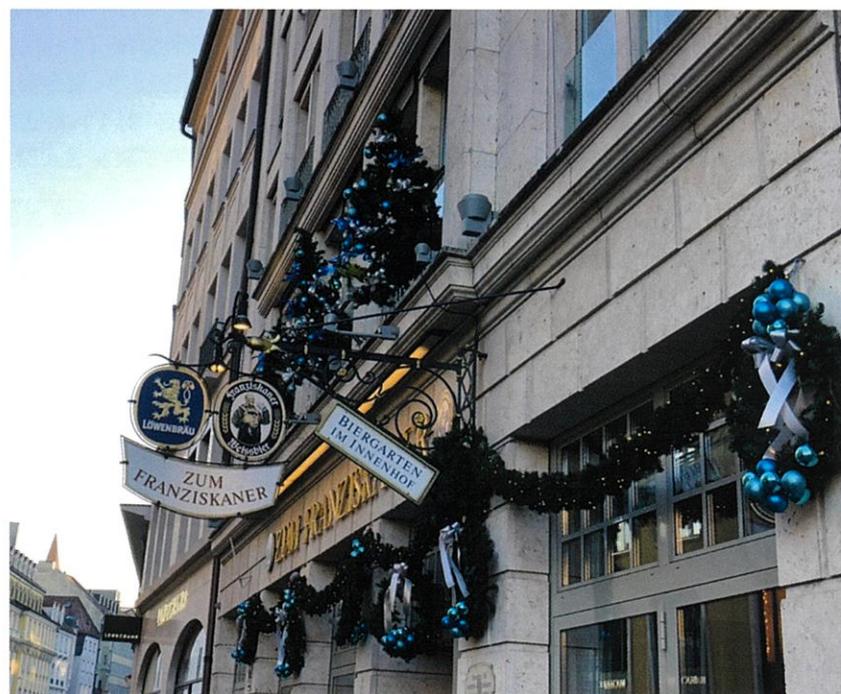
地主・経営者のための  
情報マガジン

12  
December

# Agri Times

あぐりタイムズ / 2020 vol.185

～「医療費通知」も利用して～  
**医療費控除を簡便に**



営業職に役立つ!

ゴルフの  
心髄

～名産品から災害支援まで～  
**ふるさと納税で注意したいこと**

“サンデーモーニング”  
“FMヨコハマ”で  
CM放送中



ラ・ラ・ラ  
ランドマーク♪

# ～「医療費通知」も利用して～ 医療費控除を 簡便に

今回は松島が  
お伝えします！



平成29年分の確定申告から、医療費控除の添付書類が簡略化されてきています。以前は医療費の領収書の添付又は提示が求められていたのが、「医療費控除の明細書」を添付する方法に変わりました。おむつ使用証明書・医師の診断書等の添付又は提示が必要だった事例も、明細書にその旨記載することで省略可能となっています。

また、令和3年12月31日までの間は、健康診断を受けるなどの自ら健康管理を行う人が、一定の市販薬を購入している場合の「セルフメディケーション（自主服薬）税制」といわれる医療費控除の特例も、従来の医療費控除とは選択適用として施行されています。

忙しい確定申告期の医療費控除に、医療保険組合等から送付される医療費通知の利用はお勧めです。領収書の保存方法も一工夫して集計が楽になるように致しましょう。

## 1 医療費控除の概要

### 【1】医療費控除の対象となる金額

納税者が、その年の1月1日から12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合には、その合計額を基に下記の計算によって算出された金額を「その年分の所得から」控除することができます。

$$\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等で補てんされる金額} - \text{「10万円」と「その年分の所得金額の合計額の5％」のいずれか少ない方の金額} = \text{医療費控除額（最高で200万円）}$$

### 【2】控除の対象

主な対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
医師・歯科医師による診療・治療 介護福祉士等による喀痰吸引等	医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・疾病の診療代・治療代 ・レーシック手術に係る費用 ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代（医師発行証明書のある方） ・介護保険制度による一定の施設・居宅サービス等の対価	・人間ドックや健康診断のための費用（健康診断の結果重い病気だと診断され引き続きその疾病の治療を受けた場合には、控除の対象に含めることができます。） ・医師等に支払った謝礼金 ・美容整形手術の費用 ・診断書作成費 ・美容目的の歯の矯正費用

交通費	・通院のための電車、バスの利用料金（領収書等がない場合はメモ書き可） ・急病等やむをえない場合のタクシー代	・通院のための自家用車のガソリン代、駐車料金等 ・分娩のための実家への帰省費用
入院	・入院の対価として支払う部屋代や食事代	・自己都合による差額ベッド代
施術	・鍼灸師・柔道整復師等有資格者による治療の為の施術代	・カイロプラクティック等、疲労回復や健康維持、また無資格者による施術代
医薬品	・治療のための医薬品の購入費用	・疾病予防の費用、健康増進のための医薬品の購入費
医療用器具	・医療用器具等の購入や賃借費用 ・医師の診療を受けるために直接必要な眼鏡・補聴器 <sup>(※)</sup> 、自己の日常最低限の用を足すための義手義歯等の購入費	・近（遠）視のめがねの購入費、かつらの購入費

### topics 対象となる補聴器の範囲が拡大<sup>(※)</sup>

平成30年度から、診断書でなくても「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」があれば補聴器の購入費用（一般的な水準の金額の範囲内）が医療費控除の対象となるようになりました。

## 【3】 手続

### ① 「医療費通知」を添付する方法 … 便利かもしれません！

ご自分が所属している健康保険組合等（医療保険者）から年に2回ほど交付を受ける「医療費通知」を保存しておいた場合は、申告書に添付しましょう。その通知に記載された本人負担医療費の合計額のみを「医療費控除の明細書」（下図）の「1 医療費通知に関する事項」に記載することにより、その通知の期間については領収書による記入を省略できます。また、この期間については領収書の保存は不要になります。

#### 医療費控除の明細書

平成 令和	年分	医療費控除の明細書【内訳書】						
1 医療費通知に関する事項 医療費通知 <sup>(※)</sup> を添付する場合、右記の①～③を記入します。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>① 医療費通知に記載された医療費の額</th> <th>② (1)のうちその年分に実際に支払った医療費の額</th> <th>③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円 〇</td> <td>円 〇</td> <td>円 〇</td> </tr> </tbody> </table>	① 医療費通知に記載された医療費の額	② (1)のうちその年分に実際に支払った医療費の額	③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	円 〇	円 〇	円 〇
① 医療費通知に記載された医療費の額	② (1)のうちその年分に実際に支払った医療費の額	③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額						
円 〇	円 〇	円 〇						

●年の後半についての通知が未着である場合は、その期間については、下記②により記載することが必要となります。

●「医療費通知」とは次の6項目全てが記載されたものです。記載のない項目についてはメモで追加することが必要です。

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者④療養を受けた病院・薬局等の名称  
⑤被保険者等が支払った医療費の額<sup>(※)</sup>、⑥保険者等の名称

※医療費の100%ではなく、その人に応じて定まっている本人負担率（1～3割）に応じて支払った額です。

### ② 領収書から「医療費控除の明細書」に記載する方法 … 領収書は人別に保存しましょう！

領収書に基づいて「医療費控除の明細書」の「2 医療費（上記1以外）の明細」（下図）に必要な事項を記載して申告書に添付します。「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとに1年分をまとめて1行ずつの記載でよいので、日常の領収書の保管も、様式に合致した分類方法にしておくことで楽です。

楽になる保管方法 ▶ 人別に分けたのち、病院・薬局ごとに分類して保管しましょう。

2 医療費(上記1以外)の明細 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560 円	円

- 領収書については、添付又は提示は必要なくなりましたが、明細書の内容を確認するため②の場合は申告期限から5年間、税務署から提出または提示を求められる場合がありますので保存する必要があります。
- 薬局での医薬品の購入等についても、②の方法により記載します。

## 2 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の概要

### 1 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査(メタボ健診)など一定の検診等を受けた方(市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象外。)

### 2 対象医薬品

薬局やドラッグストアなどで販売される特定の市販薬(スイッチOTC医薬品)  
※この購入金額は、①の医療費控除を選択した場合は、①の対象金額になります。

※対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク(右図)が表示され、レシート(領収書)にも対象製品である印(★印など)が表記されますので、対象金額を集計して「セルフメディケーション税制の明細書」に記入します。



画像提供: 日本一般用医薬品連合会

### 3 医療費控除できる金額

対象医薬品の年間購入費(本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のための分)が1万2,000円を超えれば、その超えた金額(上限額は8万8,000円)を「所得から」控除できます。

### 4 手続

確定申告時には次の④及び⑤の両方の書類の提出が必要になります。

- ④ 検診等の受診を証明する書類(①に挙げた検診等の明細書又は結果通知表。コピーでも可。)
- ⑤ 領収書に基づいて必要事項を記載した「セルフメディケーション税制の明細書」  
※領収書は5年間保存する必要があります。

## 3 具体例 ~どちらが有利?~

【例】その年分の総所得金額500万円で税率が20%になる人が、医療費全体で13万円支払い(保険金等での補てんが無い場合)、そのうち6万円がスイッチOTC医薬品だった場合は、下記の通り②の方が有利になります。

	所得控除額	税額の減少額
① 医療費控除では	130,000円-100,000円=30,000円	30,000円×20%=6,000円
② 医療費控除の特例では	60,000円-12,000円=48,000円	48,000円×20%=9,600円

(逆に①のほうが有利になる場合もあります。)

## ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】  
9月30日(水) 朝刊 16面「信頼できる相続・贈与に詳しい相続税理士50選」に相続専門の税理士として、ランドマーク税理士法人が掲載されています。



【日本経済新聞】  
9月12日(土)朝刊25面「税務調査 コロナ下も厳格」に弊社代表税理士清田のコメントが掲載されています。

## 11月セミナー・税務無料相談会のご案内

### セミナー

11月 | 知って安心! 相続の手続き

11月24日(木) 丸の内会場

14:00~15:00 TEL:03-6269-9996

### 税務無料相談会

11月18日(木) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

11月18日(木) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

11月18日(木) 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

11月18日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

11月19日(金) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

11月19日(金) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

11月19日(金) 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

11月19日(金) 横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

## 清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

今日は数字にまつわるお話をしようと思います。難関資格である公認会計士試験には「短答式試験」と「論文式試験」の2種類があります。短答式試験は平成7年に初めて実施されたのですが、新しい試験制度で緊張していた当時の受験生を感させたのが「解答は全てアラビア数字で書くこと」という指示です。人生をかけて臨んでいる試験で「アラビア数字」。普段の冷静な状態ならまだしも、緊張状態の中で混乱した人も多かったと思います。文明の発達により世界各地で固有の数字が誕生しますが、現在最も使われている数字が、0.1.2.3...のアラビア数字です。I.II.III...といった

ローマ数字も時計の文字盤でよく目にしますよね。アラビア数字が伝わるまでヨーロッパで使われていたローマ数字ですが、欠点が3つあります。・0「ゼロ」が無いこと・4000以上の数字を表せないこと・桁の区切れ目がわかりづらいこと特にゼロというのが人類の偉大な発明と言える概念なのですが、インドのヒンズー教・仏教の「無」「空」の概念から生まれています。そこにあるものが無くなってしまったから数えなくていいのではなく、存在があったことを抽象化してゼロとする。この発明がなければ、棚卸資産を管理するという企業会計の要である考え方も存在しなかったかもしれません。

# ～名産品から災害支援まで～ ふるさと納税で注意したいこと

今回は国税OBの  
岡山がお伝えします!



ふるさと納税はどんな制度ですか。寄付した金額は全額、税金から控除されるのでしょうか。



ふるさと納税とは、自分の応援したい自治体へ寄付することによって、自分が納める所得税や住民税の一部を、その自治体に(寄付という形で)移せる制度です。その人の限度額までなら、原則、自己負担は2,000円で、残りの全額が所得税と住民税から控除されます。各自治体の災害支援、新型コロナ対策事業も含め、創意工夫した健康・環境・子育て等々の事業を用途として選択できる場合も多いです。その年の所得等により全額控除できる限度額が変わりますので、毎年大体の所得を予測しながら、応援したい地方や事業を探したいものですね。

## 解説

### 1 確定申告によるふるさと納税

応援したい地方公共団体へふるさと納税制度の申請手続きを行い、寄付金受領証明書(寄付をした自治体が発行する領収書)を添付して住所地等の所轄の税務署へ確定申告することにより、寄付金の内、2千円を超える部分について、所得税・住民税から原則としてその全額が税額控除される制度です。

#### ▼ 控除額の計算式

① 所得税の減税額 {寄付金(総所得金額等\*の40%を限度) - 2千円} × その人のその年分の税率(x%)

② 住民税の基本分 {寄付金(総所得金額等の30%を限度) - 2千円} × 10%

③ 住民税の特例分(その人の住民税所得割の2割が限度) (寄付金 - 2千円) × (100% - 10% - x%)

◎その人のその年の限度額以内の場合なら、①+②+③ = (寄付金 - 2千円)となります。

【例】寄附金が3万円、その寄附をした人のその年の所得税率が20%の場合

#### ▼ 控除額の計算(その年の控除限度額以内の場合)

ふるさと納税(寄付金) 30,000円	税金から控除される額 28,000円	寄付した年分の所得税から控除 ①5,600円	①(3万円-2000円)×20%=5,600円 (確定申告により減税)
		寄付した翌年度の住民税から控除 ②+③=22,400円	②基本控除/住民税の標準税率10%により計算 (3万円-2000円)×10%=2,800円  ③特例控除/①・②により控除しきれなかった分 (3万円-2000円)×(100%-10%-20%)=19,600円
自己負担額 2,000円			

※上記の税額計算では、復興特別所得税は考慮していません。

### 2 ワンストップ特例制度によるふるさと納税

寄付を行った年の所得について確定申告不要である給与所得者等で、1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの方は、ワンストップ特例制度が適用になります。利用者はふるさと納税をするたびに「ワンストップ特例申請書」と「マイナンバー提供に必要な本人確認書類」を寄付先の自治体(ふるさと納税先団体)に郵送(翌年1月10日必着)するだけで、翌年度分の住民税から「寄付金-2千円」の減額が受けられます(限度額あり)。

注1と異なり、注2の控除は住民税からのみ控除されます。

注2の手続き後に、医療費控除・(ふるさと納税以外の)寄付金控除その他の目的で確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例申請自体が無効になります。その場合、ふるさと納税について寄付金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税額を寄付金控除額の計算に含めた確定申告を行う必要があります。

★誤ってふるさと納税額についての寄付金控除の適用を受けずに確定申告を行った場合は、後で、更正の請求をすることで寄付金控除の適用を受けることができます。

### 3 全額(自己負担額2,000円を除く)控除される年間上限

目安としては総務省HP「全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安」等も参考にされて下さい。

#### 【自己負担額が2,000円となるふるさと納税の寄付額の目安(参考)】

	家族構成 (単位:円)			
	配:同一生計配偶者注2	扶:控除対象扶養親族	( )は基礎控除以外の所得控除額	
総所得金額注1	独身又は共働きで扶養控除・配偶者(特別)控除なし	配:あり 扶:なし	配:あり 扶:1人	配:あり 扶:2人
	(0万円)	(38万円)	(76万円)	(114万円)
500万円	135,000	126,000	116,000	107,000
1,000万円	344,000	339,000	328,000	268,000
2,000万円	801,000	801,000	787,000	774,000
4,000万円	1,614,000	1,614,000	1,601,000	1,588,000

※上表は令和元年12月31日時点の税法に基づいていますので、参考としてご覧ください。

※分離課税の所得がある場合は、上記の上限額と異なりますので、ご注意ください。

注1 所得が給与収入のみの場合は、「総所得金額」を「給与所得控除後の金額」に読み替えて下さい。

注2 同一生計配偶者とは、同一生計の配偶者のうち合計所得金額\*が、48万円以下である人をいいます。

### 4 経済的利益

ふるさと納税の返礼品は一時所得に該当します。その他の一時所得と合わせて、50万円(特別控除額)を超える場合には超えた部分の2分の1の金額が課税所得に加算されます。

\*総所得金額等とは:(過年度の損失につき、その年に繰越控除を受けることができる場合、)その年分の合計所得金額から、その繰越控除分を控除した後の金額をいいます。

\*合計所得金額とは:一言でいうと「純粋にその年に生じた所得の合計」といえるでしょう。各種所得の金額を、所定の手順で合計した金額(損益の通算可の場合は通算後)であり、総合課税(長期譲渡所得と一時所得については1/2後の金額)と分離課税の金額(特別控除の適用を受ける場合はその特別控除の控除前の金額)を合計した金額のことです。過年度の損失の繰越控除や各種の所得控除をする前の金額をいいます(源泉分離の預貯金利子、特定口座で申告不要とした有価証券の譲渡所得金額は含まない)。

営業職  
必見!

# ゴルフの 心 髓



第27時限

～テクニカルショット編～  
“大丈夫です。打てますよ。番外編”

“大丈夫です、打てますよ”シリーズの番外編です。

今回はバンカーがらみのショットで、ボールがバンカー内にあるわけではなく、バンカーの縁ギリギリに止まり、スタンスがバンカー内という場面です。



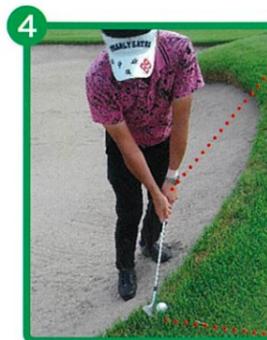
①バンカー内にアドレスをとり、通常の長さにクラブを持ち構えると、アゴが高いのもありボールとの距離が遠くなり、野球のバッティングのようになってしまいます。これでは正確にボールをヒットするのはかなり難しい構えになってしまいます。そこで、



②グリーンエッジで上手くヒット出来ればピンに寄せられる可能性も高い状況です。グリップのはるかに下方、クラブの長さの半分よりも短い位置でグリップをします。



③スタンスはバンカー内にとり、クラブを極端に短く握っている為にボールに近づいてアドレスをとりま。



④スタンスの中央～右よりになるようにボールの位置をセットし体重配分を7:3で左足にかけます。



⑤⑥左足体重のまま、骨盤の回旋運動で、打ちたい距離よりもやや大きめのテークバックをとり、インパクトが緩まないように強めのインパクトを心がけます。

◆ 極端に短く、しかも細いシャフト部分をグリップしてのショットの為感触がかなり異なります。コース脇の斜面等でこっそりひっそり練習してみてください。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ53歳 横浜市出身  
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級